

【手話で共に暮らす長浜市手話言語条例(素案)に対するパブリックコメント意見要旨及び長浜市の考え方】

- 実施期間:令和4年10月25日から11月24日まで
 ○意見提出者:4人
 ○提出意見数:10件

連番	該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	前文	前文「長浜市を訪れた人を含む」について、現在長浜市のろう者に対する手話通訳制度が十分でない中、観光客も対象に考えることは優先すべきではないことを認識していただきたいと思います。	障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとされており、やさしいまち長浜の実現のため、観光客も対象に施策の展開を進めてまいります。
2	第1条	(目的) 「全ての者」の表現を、「全ての市民等」にしてはどうか。	障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとされており、本条例においても、全ての者を対象と考えております。原案のとおりとします。
3	第2条	(定義) 「(4)市民等 市民及び事業者をいう。」と定義を追加してはどうか。	第1項及び第3項でそれぞれ、市民、事業者を定義しています。また、本条例の中で、市民等(市民及び事業者)を対象とする条文の規定は、考えておりませんので、追加はしません。原案のとおりとします。
4	第4条	(市の責務) 第4条「市は・・・国、県、その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携することにより」ということに、市には本気で取り組んでいただきたいと思います。長浜市は、手話通訳派遣範囲において、また、手話講座の内容において、課題の多い状態に長く留まっています。この原因にしっかり向き合い、この事実をしっかり向き合い、当事者団体や県立聴覚障害者センターや市内のすべての手話サークルや手話に関わる関係団体と広く連携を進めてくださることを望みます。条例制定により、閉鎖的な状況を脱することができることを強く望みます。	ご意見として拝聴いたしました。
5	第5条	(市民等の役割) 第5条について、1、市民は・・・努めるものとする・・・、3、事業者は・・・努めるものとする、はその通りですが、2のろう者や手話通訳者は・・・努めるものとする、はやはり理解できないところです。例えば、米原市手話言語条例第8条「市は、ろう者、手話通訳者その他手話を使用することができる者および手話に関わる団体と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するように努めるものとする」のように、「努める」のは「市」であると思うからです。この長浜市の第5条2は、「第4条1の市の責務」が前提であると私は読み取っているのですが、そのことはこの条文の書き方で誰が読んでも明白なのでしょうか。	第4条で施策の推進は市の責務であることを明確にしています。手話の理解促進、普及には当事者の方々のご協力が必要です。第5条では、ろう者や手話を使用する方々に取組みを強制しているわけではなく、それぞれの立場において、可能な範囲で一緒に普及啓発に取り組んでいただきたいと思います。
6	第6条	(施策の推進方針の策定) 「市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、ろう者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」となっています。しかし、施策の推進方針等を定める際、当事者や関係者の意見を聞くことは、どんな時にも必要なのではないのでしょうか。ろう者やその他関係者の意見を聞き、議論した上で施策を推進していくことが必要だと思えます。	ご意見のとおり、施策の推進方針を定める際には、当事者や関係者の方々などから、意見を聞いて進めることは、大切であると認識しております。必要に応じとは、必要があるときのみ意見を聞くということではなく、様々な必要な措置(意見を聞く手段)を必要に応じて使い分けて実施するという意味であり、様々な場面で広く意見を聞くことも想定しております。

7	第6条	<p>(施策の推進方針の策定) 市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、盲ろう者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものがあるが、必要な措置でなく具体的に、手話言語施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置してはどうか。</p>	<p>推進会議に限定せず、広く意見を聞くことが重要と考えているため、必要な措置を講ずるとしております。 原案のとおりとします。</p>
8	その他	<p>歴史と観光の長浜であるため、「観光旅行者その他の滞在者への対応」として、市民は、もてなしの心をもって手話に対する理解のある対応に努めるとの条文を盛り込んではどうか。</p>	<p>手話に対する理解のある対応は、観光客に限らず、手話を必要とする全ての方へ必要と考えております。 手話に対する理解のある対応は、手話への理解を深めた結果により、対応が可能となることから、条例第5条に規定する市民の役割のとおり、基本理念にのっとり理解を深めることが必要と考えております。 また、コミュニケーションを図りやすい環境の構築を基本理念としていることから、基本理念にのっとり、手話の理解を深めることが理解ある対応も包含することになると考えています。</p>
9	その他	<p>教育強化をアピールされている市なので、(学校における手話の普及)市は、学校教育の場において、手話に接する機会の提供その他手話に親しむための取組を実施することにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるものとするともに教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする条文を追加してはいかがでしょうか。</p>	<p>学校における取組みについては、懇談会等の中での議論をさせていただいた結果、具体的な施策の推進方針の中で明記することとしました。そのため、条文には追記しませんが、条例制定後の施策の推進方針の参考とさせていただきます。</p>
10	その他	<p>手話通訳者養成講座に市職員も数名受講し、積極的に手話を習得されており、これからも、たくさんの職員の方の受講、習得を進めていっていただきたい。 実際に手話で交流できる場(イベント)を開催していただくなど、習得の成果発表や手話普及の場を設けていただけるとより多くの市民に意識してもらおうことができると思います。メールや文字でのやり取り、電話リレーサービスを利用「確認」ができるように整備することも、急務だと感じています。事業者や企業には様々な方法を取り入れてほしい。 手話を広めようとする様々な人達が、活動しやすい環境を整えていただきたい。</p>	<p>手話の理解促進、普及、利用しやすい様々な取組みが必要になりますので、市の職員の手話習得や、交流の場の設置や手話を広めようとする人たちの活動しやすい環境整備等のご意見は、条例制定後の施策の取り組みの参考とさせていただきます。</p>